

阪高神建第 29号
平成30年 8月29日

神戸市長 久元 喜造 殿

住所：大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3
氏名：阪神高速道路株式会社 代表取締役社長
幸 和範

再開届

下記のとおり対象事業を再開しますので、神戸市環境影響評価等に関する条例 第34条
第1項において準用する第31条の4第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
神戸国際港都建設計画道路1. 3. 6号大阪湾岸線西伸線
- 2 対象事業の位置
起点：神戸市東灘区向洋町東
終点：神戸市長田区駒ヶ林南町地先
- 3 中断直前に提出した図書の名称及び提出年月
環境影響評価書 神戸国際港都建設計画道路1. 3. 6号大阪湾岸線西伸線
(平成21年3月、兵庫県)
- 4 中断の期間
平成21年3月～平成30年12月(予定)
- 5 添付書類
 - 中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化
 - 環境保全に係る基準等の変更の状況
 - 中断直前の図書の記載事項に変化又はその可能性がある場合、概要及び対応方針
- 6 担当者氏名及び連絡先
阪神高速道路株式会社 神戸建設部 設計課
[] TEL : 078-331-9801



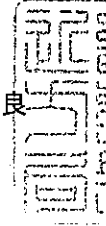


国近整道調第15号
平成30年8月8日

神戸市長 久元 喜造 殿

住所：大阪府大阪市大手前1-5-44
大阪合同庁舎1号館

氏名：国土交通省 近畿地方整備局長
黒川 純一良



再開届

下記のとおり対象事業を再開しますので、神戸市環境影響評価等に関する条例 第34条第1項において準用する第31条の4第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
神戸国際港都建設計画道路1. 3. 6号大阪湾岸線西伸線
- 2 対象事業の位置
起点：神戸市東灘区向洋町東
終点：神戸市長田区駒ヶ林南町地先
- 3 中断直前に提出した図書の名称及び提出年月
環境影響評価書 神戸国際港都建設計画道路1. 3. 6号大阪湾岸線西伸線
(平成21年3月、兵庫県)
- 4 中断の期間
平成21年3月～平成30年12月(予定)
- 5 添付書類
 中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化
 環境保全に係る基準等の変更の状況
 中断直前の図書の記載事項に変化又はその可能性がある場合、概要及び対応方針
- 6 担当者氏名及び連絡先
国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所 計画課
[Redacted] TEL : 072-833-0261



再開届に係る添付書類

1. 中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化

中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化について、平成30年2月時点で得られる情報を文献調査により整理しました。

調査項目は「神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線 環境影響評価書」（平成21年3月、兵庫県）（以下、評価書という）において環境影響評価項目毎に調査した情報のうち経年的な変化が想定される項目としました。調査項目を表1に示します。

調査の結果得られた中断期間中における環境の状況の変化を表2に示します。

2. 環境保全に係る基準等の変更の状況

中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境保全に係る基準等の変更の状況について、平成30年2月時点で得られる情報を文献調査により整理しました。

調査項目は、評価書において予測結果に対して基準又は目標との整合性の検討に係る評価を行った「整合を図る基準又は目標」、又は定量的な比較を行う目安として用いた「参考となる値」、及びそれらに関する地域の指定状況等の変更の状況としました。調査項目を表1に示します。

調査の結果得られた中断期間中における環境保全に係る基準等の変更の状況を表2に示します。

3. 中断直前の図書の記載事項に変化又はその可能性がある場合、概要及び対応方針

中断期間中に生じた事業実施区域又はその周囲の環境の状況の変化、及び環境保全に係る基準等の変更の状況の整理結果を踏まえ、評価書に記載された予測結果又は評価結果の変化の可能性及びその対応方針を検討しました。その結果、環境負荷が増加する方向に変化する可能性が大きいと判断される項目はありませんでした。

評価書に記載された予測結果又は評価結果の変化の可能性及び対応方針を表2に示します。

表 1 中断期間中の環境の状況の変化等についての調査項目

環境要素	影響要因	調査項目	
		環境の状況	環境保全に係る基準等
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素の濃度 ・浮遊粒子状物質の濃度 ・気象の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○整合を図る基準又は目標 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号) ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
	工用車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・降下ばいじん量 ・気象の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○参考となる値 ・スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安 20t/km²/月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である 10t/km²/月を差し引いて設定された値
	工用車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	—	<ul style="list-style-type: none"> ○整合を図る基準又は目標 ・「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ○整合を図る基準又は目標 ・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境省告示第 64 号)
	工用車両の運行	・地表面の種類	
	自動車の走行	・沿道の状況	
振動	建設機械の稼働	—	<ul style="list-style-type: none"> ○整合を図る基準又は目標 ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)による特定建設作業の規制に関する基準 ○整合を図る基準又は目標 ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)第十二条に基づく道路交通振動の限度
	工用車両の運行	—	
	自動車の走行	—	
低周波音	自動車の走行等	・住居等の保全対象の位置	<ul style="list-style-type: none"> ○参考となる値 ・環境庁(現：環境省)の一般環境中の低周波音の測定結果及び ISO7196 に規定された G 特性音圧レベル
水の濁り	海底の掘削	<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物質の濃度 ・河川流量 ・風況 	<ul style="list-style-type: none"> ○参考となる値 ・「水産用水基準」(社団法人日本水産資源保護協会：平成 12 年)に示されている、人為的に加えられる懸濁物質の 2mg/L
底質	海底の掘削	・汚染底質の状況	—
土壌	掘削工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の状況 ・汚染地下水の状況 	—
日照阻害	道路の存在	・土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○参考となる値 ・「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和 51 年建設省計用発第 4 号)に示されている第 1 種住居地域における日影時間
動物	海底の掘削	<ul style="list-style-type: none"> ・動物相の状況 ・注目すべき生息地の状況 	—
	道路の存在	・注目すべき生息地の状況	—
景観	道路の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点の状況 ・景観資源の状況 	—
人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在	・主要な触れ合い活動の場の状況	—
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去	—	—

表 2 中断期間中の環境の状況の変化等及び評価書の記載事項の変化の可能性

環境要素	影響要因	中断期間中における環境の状況の変化	中断期間中における環境保全に係る基準等の変更の状況	評価書に記載された予測結果又は評価結果の変更の可能性及び対応方針
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	○二酸化窒素の濃度 ・事業実施区域又はその周囲における二酸化窒素の濃度について、平成 28 年度における年平均値は 0.015～0.016ppm の範囲にあり、平成 17 年度における年平均値 (0.021～0.026ppm) と比較して低下しています。また、平成 13 年度～平成 17 年度と平成 24 年度～平成 28 年度の年平均値を比較すると、近年は濃度が低下しています。	○整合を図る基準又は目標※ ・変更はありません。 ※「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号) 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が低下傾向にあること、風向・風速について傾向の変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。 ・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。 ・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が低下傾向にあること、風向・風速について傾向の変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。 ・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。 ・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が低下傾向にあること、風向・風速について傾向の変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。 ・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。
	工事用車両の運行	○浮遊粒子状物質の濃度 ・事業実施区域又はその周囲における浮遊粒子状物質の濃度について、平成 28 年度における年平均値は 0.017～0.018mg/m ³ の範囲にあり、平成 17 年度における年平均値 (0.027～0.031mg/m ³) と比較して低下しています。また、平成 13 年度～平成 17 年度と平成 24 年度～平成 28 年度の年平均値を比較すると、近年は濃度が低下しています。		
	自動車の走行	○気象の状況 (風向・風速) ・事業実施区域又はその周囲における風向・風速について、平成 28 年度における年間風配図を、平成 17 年度の年間風配図と比較すると、出現頻度が高い方位は概ね一致しています。また、平成 28 年度における 1 時間値の平均風速は 1.3～1.4m/s の範囲にあり、平成 17 年度における 1 時間値の平均風速 (1.6～1.9m/s) と比較して大きな変化はありません。		
粉じん等	建設機械の稼働	○降下ばいじん量 ・事業実施区域又はその周囲における降下ばいじん量について、平成 28 年度における年平均値は 1.77t/km ² /30 日、季節別の平均値は 1.26t/km ² /月～2.47t/km ² /月の範囲にあり、平成 17 年度における年平均値 (2.73t/km ² /月) 及び季節別平均値 (2.24t/km ² /月～3.33t/km ² /月) と比較して低下しています。また、平成 28 年度以前 5 年間における年平均値は概ね減少傾向にあります。 ○気象の状況 (風向・風速) ・事業実施区域又はその周囲における風向・風速について、平成 28 年度における年間風配図を、平成 17 年度の年間風配図と比較すると、出現頻度が高い方位は概ね一致しています。また、平成 28 年度における 1 時間値の平均風速は 1.3～1.4m/s の範囲にあり、平成 17 年度における 1 時間値の平均風速 (1.6～1.9m/s) と比較して大きな変化はありません。	○参考となる値※ ・変更はありません。 ※スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安 20t/km ² /月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である 10t/km ² /月を差し引いて設定された値	・年間及び季節別の降下ばいじん量が低下傾向にあること、風向・風速について傾向の変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。 ・年間及び季節別の降下ばいじん量が低下傾向にあること、風向・風速について傾向のへ変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
	工事用車両の運行			
騒音	建設機械の稼働		○整合を図る基準又は目標※ ・基準値について変更はありません。 ※「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。
	工事用車両の運行	○地表面の種類 ・工事用車両の運行が予想される道路沿道における地表面の種類は、六甲アイランドの緩衝緑地帯以外は、コンクリート又はアスファルト等の固い地面であり、環境影響評価時と変化はありません。	○整合を図る基準又は目標※ ・基準値について変更はありません。 ・地域の類型の指定状況について一部で変更がありますが、予測地点に適用する基準値に変更はありません。	・工事用車両の運行が予想される道路沿道における地表面の種類に変化はないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。 ・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。
	自動車の走行	○住居等の位置 ・環境影響評価時以降、保全対象の新たな立地がありますが、予測地点よりも影響が大きいことが想定される位置及び高さには新たな保全対象は立地していません。 ○地表面の種類 ・予測地点周辺における地表面の種類は、六甲アイランドの緩衝緑地帯以外は、コンクリート又はアスファルト等の固い地面であり、環境影響評価時と変化はありません。	※「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境省告示第 64 号)	・予測地点よりも影響が大きいことが想定される位置及び高さには新たな保全対象は立地しないこと、予測地点周辺における地表面の種類に変化はないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。 ・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。

環境要素	影響要因	中断期間中における環境の状況の変化	中断期間中における環境保全に係る基準等の変更の状況	評価書に記載された予測結果又は評価結果の変更の可能性及び対応方針
振動	建設機械の稼働	—	○整合を図る基準又は目標* ・基準値について変更はありません。 ※「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)による特定建設作業の規制に関する基準	・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。
	工事用車両の運行	—	○整合を図る基準又は目標* ・基準値について変更はありません。	・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。
	自動車の走行	—	・区域の区分の指定状況について一部で変更がありますが、予測地点に適用する基準値に変更はありません。 ※「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第十二条に基づく道路交通振動の限度	・環境保全に係る基準等の変更がないことから、基準又は目標との整合性の検討に係る評価結果は変わりません。
低周波音	自動車の走行等	○住居等の保全対象の位置 ・環境影響評価時以降、保全対象の新たな立地がありますが、予測地点よりも影響が大きいことが想定される位置に新たな保全対象は立地していません。	○参考となる値* ・変更はありません。 ※環境庁(現:環境省)の一般環境中の低周波音の測定結果及びISO7196に規定されたG特性音圧レベル	・予測地点よりも影響が大きいことが想定される位置及び高さに新たな保全対象は立地しないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
水の濁り	海底の掘削	○浮遊物質の濃度 ・事業実施区域又はその周辺の海域における浮遊物質の濃度について、月によるばらつきはあるものの、平成28年度における年平均値は年平均で5~6mg/Lの範囲にあり、平成17年度における年平均値(2~5mg/L)と比較して同様に低いレベルで推移しています。 ○河川流量 ・大阪湾に流入する主要な3河川の平成25年度~平成27年度の平均流量の割合は、平成13年度~平成15年度と概ね同様の傾向を示しており、大きな変化はありません。 ○大阪湾周辺の風況 ・神戸空港における風向・風速について、平成28年における年間風配図を平成18年の年間風配図と比較すると、出現頻度が高い方位は概ね一致しています。また、平成28年における1時間値の平均風速は4.2m/sで、平成18年における1時間値の平均風速(4.5m/s)と比較して大きな変化はありません。	○参考となる値* ・変更はありません。 ※「水産用水基準」(社団法人日本水産資源保護協会:平成12年)に示されている、人為的に加えられる懸濁物質の2mg/L	・浮遊物質の濃度は環境影響評価時と比べ同様に低いレベルであること、大阪湾周辺の主要河川流量の割合及び大阪湾周辺の風況について傾向の変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
底質	海底の掘削	○汚染底質の分布状況 ・平成28年度より過去5年間のダイオキシン類の調査結果からは、事業実施区域又はその周辺の海域においてダイオキシン類による汚染底質は存在していません。	—	・事業実施区域又はその周辺の海域においてダイオキシン類による汚染底質の分布が確認されないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
土壌	掘削工事の実施	○汚染土壌の状況 ・事業実施区域から1kmの範囲において、平成30年2月時点では土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域が4区域指定されています。 ○汚染地下水の状況 ・事業実施区域から1kmの範囲において、平成25年度~平成27年度には汚染地下水は確認されていません。	—	・「事業実施段階において土壌汚染が確認された場合には、都市計画対象道路事業により土壌汚染及び地下水汚染の影響が生じる」とした予測結果について、変化はありません。
日照障害	道路の存在	○土地利用の状況 ・環境影響評価時以降、住居等配慮すべき施設の新たな立地がありますが、予測地点よりも影響が大きいことが想定される位置に新たな保全対象は立地していません。	○参考となる値* ・変更はありません。 ※「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和51年建設省計用発第4号)に示されている第1種住居地域における日影時間	・予測地点よりも影響が大きいことが想定される位置に新たな保全対象は立地しないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。

環境要素	影響要因	中断期間中における環境の状況の変化	中断期間中における環境保全に係る基準等の変更の状況	評価書に記載された予測結果又は評価結果の変更の可能性及び対応方針
動物	海底の掘削	○底生動物相の状況 ・事業実施区域又はその周囲の調査地点で確認された種数について、年によってばらつきがありますが、環境影響評価時と比べ著しい変化はありません。 ○注目すべき生息地の状況 ・事業実施区域又はその周囲に底生動物の注目すべき生息地は存在せず、変化はありません。	—	・事業実施区域及びその周囲における底生動物の確認種数に著しい変化及び注目すべき生息地の分布状況に変化はないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
	道路の存在	○注目すべき生息地の状況 ・事業実施区域又はその周囲に、鳥類の注目すべき生息地は存在せず、その分布状況に変化はありません。	—	・事業実施区域及びその周囲における鳥類の注目すべき生息地の分布状況に変化はないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
景観	道路の存在	○主要な眺望点の状況、景観資源の状況 ・主要な眺望点の位置、主要な眺望点から視認できる景観資源の分布状況に大きな変化はありません。	—	・主要な眺望景観を有する主要な眺望点の位置及び主要な眺望点から視認できる景観資源の分布状況に大きな変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在	○主要な触れ合い活動の場の状況 ・「ポートアイランド南公園」の一部の区画が医療施設の敷地として変更され、環境影響評価時に比べ都市計画対象道路からの距離がさらに約100m離れていますが、その他の主要な触れ合い活動の場の分布の状況（位置、都市計画対象道路からの距離）、利用の状況（交通手段）について、変化はありません。	—	・主要な触れ合い活動の場の状況について、一部都市計画対象道路からの距離が遠くなり変化していますが、その他の分布の状況、利用の状況に変化がないことから、予測結果について、環境負荷が増加する方向に変化する可能性は小さいと考えられます。
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去他		—	・予測結果に変化を及ぼす環境の状況はありません。